

昭和二十五年七月十二日提出  
質 問 第 四 号

国宝塩船観音保護に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月十二日

提出者 並 木 芳 雄

衆議院議長 幣原喜重郎殿

## 国宝塩船観音保護に関する質問主意書

一 東京都西多摩郡霞村字塩船にある塩船観音は、奈良朝時代にその由緒を発するまことに貴重な文化財であつて、昭和二十一年十一月二十九日文部省告示第百二十三号をもつて、田中文部大臣から、観音堂、阿弥陀堂、仁王門は南北朝時代の建造物として国宝に指定され、本尊観世音厨子もまた国宝に指定された。

一 地元の霞村では、国宝塩船観音保存会を作つて、これが保護・修理・保存等の管理に熱意を示している。

しかるに、その財源にはおのずから限度があるから、どうしても国の補助を必要とする。

文部省及び東京都庁から調査に来たそうであるが、その結果はどうか。

文化財保護法案が過般の第七回国会で通過したが、この精神からいつても、この際、至急塩船観音に対し、特別の保護を加えられたいと思うが、その見通しなどについて具体的に示されたい。

右質問する。